解散公告（第一回）

当組合は、令和七年五月三十日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

福岡県久留米市高良内町七一八番地
農事組合法人高牟礼の里
清算人　古賀　一英

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

沖縄県宜野湾市普天間二丁目四九番一四号
医療法人信世会こはぐら耳鼻咽喉科
清算人　古波蔵　信

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都八王子市大和田町六丁目一番一二号
新カレッジタウン管理組合法人
清算人　桃井創土史

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

愛知県愛西市上東川町宮東一一六番地
宗教法人眞友寺
清算人　浅野　一導

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

愛知県名古屋市中川区柳川町二〇番七号
宗教法人寶林寺
清算人　玉腰　照幸

解散公告（第二回）

当組合は、農協法第七十二条の三十四第一項の規定により令和七年一月三十一日付けで解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

香川県高松市国分寺町新名一八四六
農事組合法人さぬき国分寺
代表清算人　兔子尾紀夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の定時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和七年八月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

香川県高松市香川町浅野一〇三五番地一
医療法人社団康和会
清算人　三好　康夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月四日熊本県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

熊本県上益城郡山都町下名連石五九三番一号
下名連石生産森林組合
清算人　山本　繁芳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

和歌山県田辺市下屋敷町八七番地の一
医療法人広井眼科医院
清算人　廣井　義久